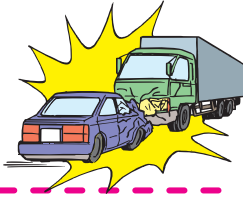


身近な法律相談



弁護士 渡部 英明



今回は、交通事故の死亡事故において、相続人が加害者に対して、どのような請求ができるかなどを検討していきたいと思います。

Q₁ 夫が交通事故に遭い、搬送された病院で亡くなりました。どのような請求を加害者に請求できますか。

A₁ ①搬送された病院での治療費、②死亡による逸失利益、③死亡慰謝料、④葬儀関係費用を請求することができます。

Q₂ 死亡による逸失利益とは何ですか。

A₂ 死亡しなければ将来得ることができたと考えられる収入を死亡による逸失利益といいます。その計算方法ですが、亡くなった方の基礎収入×将来の就労可能年数となりますが、より正確な損害算出として、実務において、以下の計算式で算出しております。

基礎収入額 × (1 - 生活費控除率) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

基礎収入とは、損害算定の基準となる被害者の収入のことで、原則として、事故直前の被害者の年収等（源泉徴収票、確定申告書、課税証明書などで証明する）を基礎収入とします。なお、収入の認定が難しい未成年者や家事従事者は男女別や年齢別の平均賃金等を基礎収入とすることもあります。

生活費控除率とは、被害者の死亡により将来被害者自身の生活費の支出もなくなるので将来の生活費相当分が基礎収入から控除される割合をいいます。生活費控除率は30%～50%とされることが多く、一般的に被害女性の場合は低めに（30%）、独身男性の場合は高めに（50%）設定されます。一家の支柱で被扶養者が一人程度だと40%とされることが多いです。

就労可能年数は通常67歳までとされています。基礎収入から生活費を控除した割合に就労可能年数を掛けたもので逸失利益が算出されますが、逸失利益は将来に受け取るはずの利益を前倒しで先に受け取ることになるので、本来の受取時期までの利息分（中間利息分）を控除します。この計算のために実務上、年5%の割合で中間利息を控除しますが、その計算方法として、ライプニッツ方式がよく用いられています。

たとえば、年収500万円の夫（被扶養者1名）が57歳で亡くなった場合、死亡逸失利益は、500万円（基礎年収額）×（1 - 0.4（生活費控除率））×7.722（67歳 - 57歳 = 10年間 < 就労可能年数 > のライプニッツ係数） = 2316万6000円となります。

Q₃ 死亡慰謝料はどのくらい認められているのでしょうか。

A₃ 死亡慰謝料とは、被害者及び遺族が受けた精神的苦痛や被害者の生命の侵害という非財産的価値に対する賠償と考えられています。

裁判例では、2000万円台～3000万円台の範囲内で認められていますが、被害者が一家の支柱か、母親か、配偶者かなどにより金額が変わってきます。一家の支柱が亡くなった場合、一般的に2800万円くらいが認められております。

Q₄ 葬儀費用はどこまで認めてもらえるのでしょうか。

A₄ 葬儀費用は、実務的には、原則として150万円までは認めてもらえます。ただ、実際の支出がこれより下回る場合は、実際に支出した金額となります。なお、実務上、香典返しは損害として、認められません。